

STEP UP

～かしこい消費者になろう！～

私たちは日々、当たり前のように「お金」を払い、「モノ」や「サービス」を買って生活しています。しかし、そうした消費活動の中でトラブルに巻き込まれたり、知らず知らずのうちに環境に悪い影響を与えてしまったり…ということも。

自分にとっても、社会にとっても、よりよい未来を築くことができるよう“かしこい消費者”とは何か、一緒に考えてみましょう。

一緒に学びたい！とやって来た、神奈川にすむかわうその「カナウソ」。

深く考えずに行動するため、たびたび痛い目に遭う。「うっそーん」が口癖の頼りないヤツだが、なぜか常にポジティブ♡



カナウソ

ワーク

自分の「消費者」としての弱点はどこだろう？

はい/そうする YES
いいえ/そうしない NO

START

毎日、2時間以上はSNSを見ている

NO

人の誘いを断るのが苦手だ

NO

大好きな推しがいる！



NO

衝動買いが多い

YES

YES

YES

YES

NO

同一のSNSで2つ以上のアカウントを持っている

NO

よく確かめず、勝手に理解したつもりになることがよくある

NO

実は負けず嫌いだ



NO

美しい自然を自分も守りたいと思う

YES

YES

YES

YES

YES

動画配信は、見るだけでなく発信することもある

NO

ラッキーなことがないかいつもどこかで期待している

NO

おこづかいが足りなくて困ることがよくある

YES

NO

社会に役立つことを考えていきたい

YES

YES

YES

NO

YES

A SNSが落とし穴！?

もはやSNSが生活の一部というアナタ。SNSで思わぬトラブルに巻き込まれる可能性が…?



▶▶▶ 特に注目 P2～3

B 契約は慎重に

ふとした心のスキマを狙われるかも…。気持ちを落ち着かせて、契約は慎重にしよう。



▶▶▶ 特に注目 P4～6

C やりくり上手になろう

まずはお金を管理する習慣を身に付け、やりくり上手になれるように頑張ろう！



▶▶▶ 特に注目 P7～9

D 目指せ！消費者市民

自分のお金の管理はしっかりできているよう。立派な消費者市民になれるかも！



▶▶▶ 特に注目 P10～11

自分の弱点の「特に注目」ページは、心して取り組もう！

年 組 番 氏 名

① 左の投稿には、「どこの誰か」といったことが分かってしまう“個人情報”が含まれています。こうした“個人情報”につながるとされる画像上の情報に○をし、何が分かるか考えてみよう。



SNSなどに投稿する際に気を付けたいポイントを考え、まとめよう。

STEP1. ネットとの関わり方 解説

よく読み、理解したら□に
✓をしよう! なの～



インターネットは、不特定多数の人が利用するものです。投稿した文章や画像、動画は、①世界中の人に
見られていること ②一度流出した情報は削除が難しいこと ③他人の悪口、うそ、悪ふざけや問題発言が「炎上」
し「拡散」すると「加害者」とされる場合があること…などを理解して利用する必要があります。名前を隠してい
ても「加害者」は必ず特定されますから、注意しましょう。

1 投稿する前に「個人情報」がないかチェックしましょう

- ☐ ①「個人情報」とは氏名、住所、電話番号、メールアドレス、顔写真など、個人を特定できる情報のことです。
- ☐ ②名前を出していなくても、複数の投稿や他のSNSの情報を結びつけて、個人が特定されることもあり
ます。流出した個人情報が原因で、自宅や学校を特定され、犯罪に巻き込まれる事例が発生してい
ます。
- ☐ ③携帯電話・スマートフォンのカメラ機能へのGPSのひも付けをオフにしておかないと、写真に位置情
報が記録され、自宅や居場所が特定されることがあります。

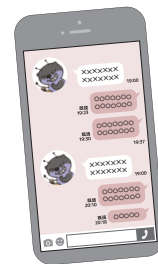
2 「人が嫌がる書き込み」に気を付けましょう

- ☐ ①自分だけでなく家族、友達などの個人情報も書き込まないように注意しましょう。
- ☐ ②「人が嫌がる書き込み」は、人それぞれ感じ方が異なることを理解しましょう。

発展

周りの人と下記の a～d の中で、自分がされたら嫌なこと はどれか話し合ってみよう。

- a. 自分の顔が写り込んでいる画像を勝手に投稿された
- b. 自分と一緒に遊んだということを、知らないうちに投稿された
- c. 自分の大切な友達の悪口で盛り上がっていた
- d. 既読無視された



- ☐ ③友達について投稿する際は、前もって友達に見せ承諾を得るなどしておく、トラブルを防ぐことがで
きます。

3 著作権を尊重しましょう

- ☐ ①音楽や映画、文章、写真などの著作物を考えて作った人に発生する権利のことを「著作権」と言います。
- ☐ ②他人が創作したものを無断で使用したり、コピーして交換したりすると著作権法違反に問われることが
あります。
- ☐ ③携帯・スマートフォンで漫画を読んだり、音楽がダウンロードできたりするサイトの中には違法サイトがた
くさんあるといわれています。違法サイトを利用してはいけません。違法サイトと知って利用していると、
違法行為となって処罰される場合もあります。

ちょっとまって! その「優しい人」は「なりすまし」かも!?

- ☐ ネットのやりとりだけのつながりでは、相手がどんな人かわかりません。中には悪意を持った人もいます。
- ☐ 子どもになりすました大人による犯罪事例も発生しています。ネットの世界で知り合った人とは
絶対に会ってはいけません。
- ☐ 相談したいことがある時は、相談機関に話してみよう。優しく話を聞いてくれるよ。

24時間子どもSOSダイヤル(県立総合教育センター)
365日・24時間対応

TEL 0120-0-78310



STEP2. 契約ってなに？ ワーク



ワーク 1

契約とは、法的責任を伴う約束のことを言います。「契約」についてどのくらい理解しているか、次のクイズに挑戦し、正しいと思う□に✓をしよう。

- | | YES | NO |
|--|--------------------------|--------------------------|
| ① 電話で宅配ピザを注文した。まだ届いていないが、契約は成立している。 | ☐ | ☐ |
| ② A 書店でアイドルの写真集を買おうとしたら売り切れていたの、予約をして帰宅したら…。なんと家族が B 書店で買ってきてくれていた！ A 書店の予約は取り消せる。 | ☐ | ☐ |
| ③ 中学生の C さんは、保護者に相談しないまま、モデル養成レッスンを受けるために10万円を支払うという契約をしてしまった。この契約は取り消せる。 | ☐ | ☐ |
| ④ 中学生の D さんは、2,000円のゲームをお小遣いで購入したが、保護者に怒られたので返品しようと思う。このゲームは、返品できる。 | ☐ | ☐ |
| ⑤ インターネットで買ったヘッドホンが届いたけれど、色が気に入らなかった。クーリング・オフ*で契約を解除できる。 | ☐ | ☐ |

※「クーリング・オフ」…一定期間内であれば無条件で申し込みを撤回したり契約を解除したりできる特別な制度のこと。

ワーク 2

クーリング・オフを希望するカナウソのために、はがきを書いてあげよう。

SNSのアンケートに答えたとお礼に、プレゼントをくれるというので、喫茶店に行くことになったんだ…。

その場の雰囲気でも…3万円の“頭がよくなるサプリ”を契約したけど、やっぱり勉強しなくちゃダメだって気が付いたんだ。だから解約したい！



領収書		20XX年4月1日
神奈 カナウソ 様	金 30,000 円 (内税額10%)	2,727円)
頭がよくなるサプリ代として		
〒123-4567 神奈川県横浜市いちょう区かもめ町1-2-3		
サブリあやしや		
担当 わに山 太郎		
TEL045-123-4567		

氏 名 神奈 カナウソ
住 所 〒333-2222 神奈川県藤沢市やまゆり町4-5-6
記入日 20XX年4月7日

▼はがきの場合(裏面)

※送る前に表面、裏面ともにコピーしておこう

契約解除通知書	
契 約 日	20 年 月 日
商 品 名	
商 品 価 格	
販 売 会 社	
担当者氏名	
上記日付の契約を解除します。	
つきましては、支払済みの 万円は、直ちに返金してください。 なお、商品は早急に引き取ってください。	
20 年 月 日 (通知を出す日)	
住 所	
氏 名	

代金が未払いの場合や商品を受け取っていない場合は、記入しません。

▼メールの場合

※送信したメールや画面のスクリーンショットを保存しておこう

宛先: ×××××@×××××.CO.JP	
件名: クーリング・オフ	
〇〇株式会社 御中	
契約解除通知書	
契約日	: 20 年 月 日
商品名	: ○○○○○○○○○○
商品価格	: ○○○○○○○○○○円
販売会社	: ○○○○○○○○○○
担当者氏名	: ○○○○○○○○○○
上記日付の契約を解除します。	
つきましては、支払い済みの〇〇万円は、直ちに返金してください。 なお、商品は早急に引き取ってください。	
20 年 月 日 (送信日)	
住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁
目〇〇	
氏 名	〇〇〇〇

ウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォームなどからもクーリング・オフを行うことができます



1 契約とは…

- ☐ ① 契約とは法的拘束力を持つ約束のこと。お店で「これをください」と申し込みをし、店員が「はい、○円です」と承諾すれば、お互いの意思が一致(合意)したとされ、契約が成立します。
- ☐ ② □約束や電話、インターネットを利用した場合も契約は成立します。
- ☐ ③ 契約が成立すると、自分にも相手にも、その契約を守る「義務」が生じます。契約するか迷った場合は、その場で決断しないようにしましょう。

2 契約をやめることができるのは…

以下の①～③のときは、契約をやめることができます。

- ☐ ① 契約した両者が話し合っ、合意できた場合
- ☐ ② 未成年者などの場合

未成年者(18歳未満)が契約をするときは、親など法定代理人の同意が必要です。法定代理人の同意がない契約は、法定代理人や未成年者本人が取り消すことができます。

<未成年者契約の取消し(民法による取消し)>



注意 以下の㉠㉡などの場合、未成年者でも「契約」の取り消しできません

- ☐ ㉠ ㉠ 小遣いの範囲内の契約の場合
- ☐ ㉡ 自分が成人だと積極的に偽ったり、契約書の法定代理人の承認欄に、無断で親の名前を記入するなどのうそをついた場合

- ☐ ③ 訪問販売、電話勧誘販売などの場合は「クーリング・オフ」が可能

「クーリング・オフ」とは、一定期間内であれば無条件で申し込みを撤回したり契約を解除したりできる特別な制度のこと。

以下の場合などに適用されます。

- ☐ 自宅、喫茶店、1日だけの展示場など、営業所以外の場所で契約した
- ☐ 営業所以外の場所で勧誘され、営業所に連れて行かれた(キャッチセールス)
- ☐ 販売が目的だと告げられず電話やSNSなどで営業所に呼び出された(アポイントメントセールス)

*上記のケースでも、3,000円未満の現金払い(支払いと商品引渡しなどが同時にされる場合)など、クーリング・オフができないこともあります。消費生活センター(裏表紙参照)に相談を。

注意 以下の㉢㉣などの場合、「クーリング・オフ」はできません

- ☐ ㉢ 自分からお店に出かけて買った場合
- ☐ ㉣ インターネットショッピングの場合 など

「クーリング・オフ」の手順

- ☐ 1. 契約書面を受け取った日を含め 8 日以内(マルチ商法や内職・モニター商法の場合は 20 日以内)にはがきなどの書面、電子メールやウェブサイト上の専用フォームなどで通知します。
- ☐ 2. はがきを書いたら表裏両面をコピーし、証拠として保存します。
(電子メールの場合も、送信したメールや画面のスクリーンショットを保存しておきます。)
- ☐ 3. はがきはポストに投函しないで郵便局から記録が残る特定記録郵便※1 や簡易書留郵便※2 で送り、発信した日を証明できるようにします。(郵便局で渡される受領証は、はがきのコピーとともに保存します。)

※1 特定記録郵便とは、郵便物などの引き受けを記録するサービスです。

※2 簡易書留郵便とは、郵便物などの引き受けと配達を記録するサービスです。

STEP3. 消費者トラブルを避けるには ワーク



ワーク

カナウンが巻き込まれてしまったトラブル①～③を読み、どうすればトラブルに遭わずに済んだのかを考えて、**こうすればよかった** に書こう。



トラブル ①

「読者モデルにならない？」と街で声をかけられて、事務所に行ったんだ。そこでモデルの契約書にサインしたら…。高額（せいぎゅう）のレッスン料を払えっていう請求（せいきゅう）が来た！

こうすればよかった



トラブル ②

フリマアプリで、大好きなアーティストのグッズを売ってくれる人を見つけたんだ。だから連絡して、入金（はいしん）もしたのだけど…。グッズは届（き）かないし、連絡（れんらく）も取れなくなった！

こうすればよかった



トラブル ③

インターネットでアニメの画像を探（さが）して、リンク先をクリックしたらアダルトサイトに行（い）ってしまっ…。「18歳以上ですか？」の問いに「はい」とクリックしたら「会員登録完了（かんりよう）」となり、9万9,800円の請求（せいきゅう）が！しかも請求画面（せいきゅうがめん）が消（き）えない！！

こうすればよかった

STEP3. 消費者トラブルを避けるには 解説

よく読み、理解したら□に
✓をしよう！なの～



トラブルに遭わないために、気を付けたいポイント

- ☐ ① 自分に本当に必要な商品・サービスか考え、必要ないものは、はっきり断りましょう。
- ☐ ② その場で決めないで、内容をよく確認・理解してから契約（けいやく）しましょう。
- ☐ ③ 個人間（こじんかん）で取引（とりひき）する場合は、相手や取引（とりひき）内容（りよう）が本当に信じられるのかよく検討（けんとう）し、保護者（ほごしや）などにも相談（さたん）しましょう。
- ☐ ④ インターネットでは、興味本位（きょうみほんい）でアクセスしたり、むやみにクリックしないようにしましょう。
また、心当たり（こころあ）のない請求（せいきゅう）は支払（しはら）わず、サイト業者（しやうぎや）へ電話（でんわ）やメール（めいる）もしてはいけません。
- ☐ ⑤ 悪質商法（あくしつしょうほう）などによる被害（ひがい）に遭（あ）った、製品（せいひん）を使（つか）ってけが（けが）をしてしまった、契約（けいやく）で不安（ふあん）や疑問（ぎもん）を感じてい…など、消費者（しょうひや）トラブルで困（こ）ったときは、一人で悩（なや）まずに「消費者（しょうひや）ホットライン（☎ 188 番）」へ。最寄り（もよ）りの消費生活（しょうひせいか）センターなどにつながり、専門（せんもん）の相談員（さたんいん）がトラブル解決（かいけつ）を支援（しえん）してくれます。

発展

近くの消費生活センターを探してみよう！

・名 称

・電話番号（ ）

神奈川県内の消費生活相談窓口

検索



STEP4. いろいろな支払い方法を知ろう ワーク



ワーク

カナウソの姉は社会人1年目で、毎月の「自由に使えるお金」は2万円です。寒くなってきたので、バーゲンでつけた3万円(税込み)のコートを買うことにしました。貯金はありません。あなただったら、どのような支払い方法を勧めますか？①～⑤の中から選び、理由を書こう。

方 法	お金の準備と購入時期	総支払額
① 現金で購入 こうにゆう	・3万円ためてから購入	3万円
② ICカード型電子マネーで購入	・3万円ためてから、電子マネーにチャージ(入金)して購入	3万円 150円分ポイント還元
③ クレジットカード(1回払い)で購入	・すぐに購入 ・1カ月半後の引き落としに備え、3万円が口座に残るようにする	3万円 300円分ポイント還元
④ クレジットカード(分割払い・3回)で購入	・すぐに購入 ・翌月から毎月1万3000円程度の返済をする	3万750円 300円分ポイント還元
⑤ クレジットカード(リボルビング払い)で購入	・すぐに購入 ・翌月から毎月3,000円程度の返済をする(支払回数11回)	3万2244円 300円分ポイント還元



※「リボ払い」は残高スライド元利定額方式の場合。「分割払い」とともに年15%で計算

方 法

理 由

STEP4. いろいろな支払い方法を知ろう 解説

よく読み、理解したら□に
✓をしよう! なの～



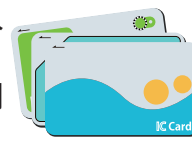
1. キャッシュレス決済とは…

☐ 「キャッシュレス決済」は、現金を使わずに、電子マネーやクレジットカードなどを使って支払う方法があります。お金が目に見える形で減るわけではないため、使いすぎに注意が必要です。

2. <前払い>の決済手段 ～プリペイドカード (ICカード型電子マネー・サーバ型電子マネー) など～

☐ ① ICカード型電子マネーは、あらかじめお金をチャージするなどしておくと、購入時にそこから代金が引かれるという<前払い>の決済手段です。

☐ ② コンビニエンスストアなどで購入するサーバ型電子マネーのプリペイドカードは、識別番号を伝えるとお金をだまし取られてしまうことがあるので気を付けましょう。



▲ICカード型電子マネー

3. <後払い>の決済手段 ～クレジットカード・立替払い型の後払い決済サービスなど～

☐ ① クレジットカードは、買い物をした人に代わってクレジット会社が店などに代金を支払い、買い物をした人は、後でクレジット会社に代金や手数料※を支払うという<後払い>の決済手段です。

※1回、2回払いやボーナス一括払いなど、手数料がかからない場合もあります。

☐ ② 「分割払い」は支払い回数を指定して支払うもので、いつ支払いが終わるのがわかりやすい一方で、買い物が重なると毎月の支払額が高額になることがあります。「リボルビング払い」は設定した一定の金額を毎月払うもので、買い物が重なっても毎月の支払額は変わりませんが、支払期間が延びることになり、その分、多くの手数料を支払うことになります。

☐ ③ クレジットカードは、「確実に返済する」という信用がないと作ることができません。そのため、中学生は原則としてクレジットカードを持つことができません。

☐ ④ インターネット通販などで、商品を受け取った後にコンビニなどで支払う「立替払い型の後払い決済サービス」も登場しています。

☐ ⑤ <後払い>は支払いを終えるまでは、借金です。利用前に手数料や総支払額、本当に返済できるかをよく検討する必要があります。

STEP5. 生活のお金を考えよう ワーク



ワーク

あなたは社会人1年目、お給料は手取り16万円の会社員です。

手順1 下記□内のa～dについて、自分が望む生活の□に☑をしよう。

手順2 手順1が選択できたら、a～dの該当する選択肢の金額とe～gの金額を□に記入しよう(P10下を参照)。

- a 食費** □①食事は外食やコンビニエンスストアで済ませる。
□②昼食は外食で、朝夕は自炊する。
□③基本は自炊。昼食もお弁当を持参する。

選んだ番号の金額

a □ 円

- b 住居費** □①交通の便、セキュリティ、広さなどの条件にこだわる。
□②妥協できる条件は妥協する。
□③自宅に住み続ける予定。

選んだ番号の金額

b □ 円

- c 娯楽・交際費** □①はずせない趣味などがある。
□②友達との付き合いもほどほどにしながら、節約に努めたい。
□③娯楽より節約したい。

選んだ番号の金額

c □ 円

- d 貯蓄** □①なるべく多くの額を貯蓄にまわし、年間50万円以上はためたい。
□②ある程度の貯蓄はしておきたい。
□③今はあまり貯蓄せずに生活を楽しむ。

選んだ番号の金額

d □ 円

e 光熱・水道費

e □ 円

f 交通・通信費

f □ 円

g その他の生活費 (被服費・医療費など)

g □ 円

||

手順3 a～gの合計額を計算しよう。1カ月16万円以内で生活できたかどうか確認しよう。

a～g
合計 □ 円



1カ月16万円以内で生活が
できた ・ できなかった

手順4 16万円以内で生活できなかった場合は、もう一度、選び直してみよう。

手順5 自分の選択について、どのような理由で選んだのか、またどのようなことが分かったかなど、周りの人と話合ってみよう。





生活を設計するために…

- ① 給与からは税金^{*1}や社会保険料^{*2}などが引かれるため、実際に手にすることができる「手取り収入」の中で生活できるように考えていきます。

※1 所得税や住民税が差し引かれます。

※2 社会保険には、病気などの治療費を一部負担してくれる医療保険をはじめ、年金保険、雇用保険などがあります。毎月保険料を負担しあうことで、必要な時にお金をもらうなどすることができます。

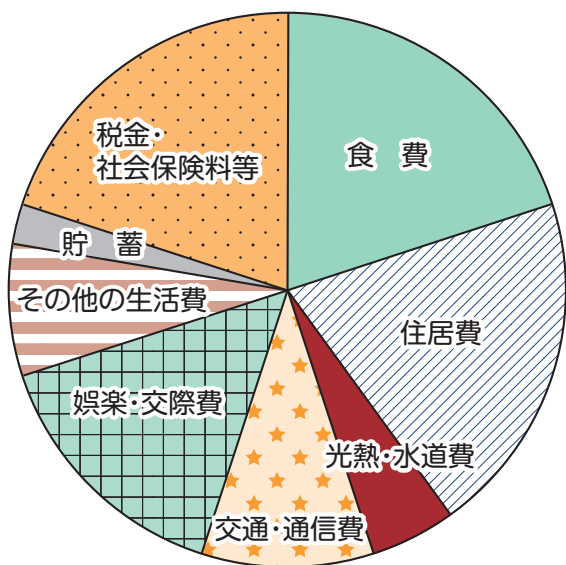
- ② 生活していくためには、食費や住居費といった費用がかかります。また、趣味など自分の楽しみのためにお金を使いたいという思いもあるでしょう。

しかし、収入には限りがあるため、何にどのくらい支出するのか、優先順位を考えながら、収入と支出のバランスが取れるように調整する必要があります。

- ③ 留学や旅行といった、将来、自分のやりたいことを実現するためには、まとまったお金を用意する必要があります。また、人生の中では、病気や事故、災害、失業など予想外の出来事でお金がかかる可能性もあります。収入の中から、貯蓄をすることも考えるようにしましょう。

発展 1

生活にはどのような費用がかかるのか考えてみましょう。



発展 2

生活費のおおよその目安をみて、生活をイメージしてみましょう。

	月の給与が 22万円の場合 ^{*1}	月の給与が 18万円の場合 ^{*2}
税金・社会保険料等	4万4,000円	3万5,000円
手取り収入 (給与－税金・社会保険料等)	17万6,000円	14万5,000円
食費	4万円	3万5,000円
住居費	5万円	3万5,000円
光熱・水道費	1万円	1万円
交通・通信費	2万円	2万円
娯楽・交際費	2万5,000円	2万2,000円
その他の生活費	1万3,000円	1万3,000円
貯蓄	1万8,000円	1万円

※1 (参考) 大卒の場合の新規学卒者の賃金の平均値 22万8,500円(男女計、通勤手当含む)
※2 (参考) 高卒の場合の新規学卒者の賃金の平均値 18万1,200円(男女計、通勤手当含む)

厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」
総務省「家計調査」2022年(単身世帯・勤労者世帯・年齢階級別)を参考に作成

発展 3

収支を記録し、お金の「やりくり」を学ぼう！

今からお小遣いなどで、お金を「やりくり」し、収入と支出のバランスをはかることを学びましょう。月ごとに、何にいくら使ったのか「支出」を把握し、お金の使い方を振り返る習慣をつけるようにします。「おこづかい帳」をつけたり、スケジュール帳に記録する、レシートを保存しておく、アプリを利用したりする…など、続けられそうな方法を選ぶとよいでしょう。



STEP6. 消費者市民社会を目指そう ワーク



ワーク

カナウソの家族が経営しているバーガーショップが、「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成を考慮したハンバーガーセットのアイデアを募集しています。今売られているハンバーガーセットの絵と宣伝チラシを見て、「商品開発のためのキーワード」をヒントに商品の企画を考え、提案してみよう。



おいしいバーガーセット

- ・100%外国産牛肉使用！
- ・本場アメリカからチーズを直輸入！

とろけるチーズとパンの絶妙なコンビネーションをお楽しみください

500円
(税込)

無料

今ならポテトM→Lサイズでも

商品開発のためのキーワード

フード・マイレージ

食品ロス

海洋プラスチックごみ

自分の企画

ハンバーガーセットの名前

宣伝チラシを書こう➡

こだわったところと、関連するSDGsの目標(右ページ参照)の番号を書こう。

	こだわったところ	関連するSDGsの目標
食材		
包装		
その他		



一人ひとりの行動で、よりよい未来の社会を創ろう

- ☐ ①今の消費生活を維持するには、地球1.75個分の自然資源が必要^{※1}といわれています。私たち一人ひとりが、消費者の影響力を自覚し、公正で持続可能な社会になるよう「消費者市民」として、環境や社会に配慮した行動をとることが大切です。
- ☐ ②オーガニックやフェアトレードなど環境や人権などに配慮して生産された商品を購入する「エシカル消費」や、使い終わった製品を適正に廃棄することなど、私たちにできることを考え、行動して行きましょう。
- ☐ ③「持続可能な開発目標(SDGs)」は、持続可能なよりよい世界を目指す国際目標です。下の図を見て、自分ができると思うものの□に✓を入れてみましょう。またほかにも自分ができると思うことを考えてみましょう。

※1 人間が生活や経済活動を通して消費し、廃棄する量を測る「エコロジカル・フットプリント」の指標による(WWF「生きている地球レポート2022」より)

現状の問題点や解決への取り組みを知って、これからの行動を考えよう

- ☐ ①「**フード・マイレージ**」は、食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標です。遠くから食料を運ぶと、輸送のためにCO₂を多く排出することになります。
- 地域内で生産された食料を消費する「地産地消」は、地球環境への負荷を減らすことができます。
- ☐ ②「**食品ロス**」は、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。「食品ロス」を減らすことは、食料資源の有効利用や地球温暖化の抑制につながります。
- 食べきれない分量を注文して食べ残しを出さない、賞味期限の近い商品を買うといったことで、「食品ロス」を減らすことができます。
- ☐ ③「**海洋プラスチックごみ**」は、海に流れ着いたプラスチックごみのことをいいます。このままのペースで「海洋プラスチックごみ」が増加すると、2050年には海にいる魚の全重量よりプラスチックごみの方が重くなると言われています^{※2}。
- 街角でポイ捨てをしない、使用するプラスチックの量を減らしていくことなどが「海洋プラスチックごみ」を減らすことにつながります。

※2 世界経済フォーラムの報告書『The New Plastics Economy: Rethinking the future of plastics (WORLD ECONOMIC FORUM.2016)』より

持続可能な開発目標 (SDGs) と神奈川県が考えた「私たちにできること」(抜粋)

☐ 「もったいない」を意識し、食べ残しを減らそう!

☐ 読書の習慣を身につけよう!

☐ 蛇口はこまめに閉めよう!



☐ 買い物にはエコバックを持参しよう!

☐ 公共交通機関を利用しよう!

☐ 地域の活動に参加しよう!

☐ 使い捨てより長く使えるものを選ぼう!

開発のための キーワード参考 HP

フード・マイレージ
(NHK for School)



食品ロス
食品ロスについて知る・学ぶ
(消費者庁)



海洋プラスチックごみ
海洋プラスチックごみ
(外務省)



海洋プラスチック
問題について
(WWF ジャパン)



かながわのSDGs
(持続可能な開発目標)への取り組み
(神奈川県)



学習を終えて…

● 大人からのメッセージ

中学生のきみへ

西村 隆男 (横浜国立大学 名誉教授)

きみたちは18歳の誕生日がくると「成人」です。長い間、満二十歳を「成人」としていましたが、民法の改正によって、2022年4月から、2年早く成人を迎えることになりました。「成人」ってどういう意味か考えてみたことがありますか。18歳になると、親の承諾がなくてもクレジットの契約や、アパートの賃貸借契約もできてしまいます。選挙権も与えられます。政治にも、経済にも主権者として参加し、一人前の大人として扱われます。でも、そのことは、自らの選択に責任を持たなければならないことを意味します。

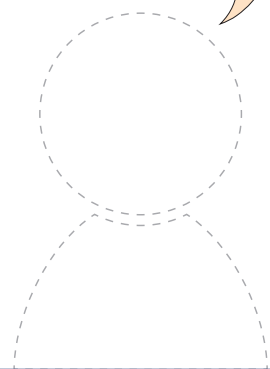
考えてみてください。いま、世界では9人に1人が飢餓で苦しんでいます。生活のために働き、学校に行けない子どもたちも1億5200万人もいます。私たちの便利な生活と引き換えに、大量のプラスチック廃棄、温暖化による異常気象など解決困難な課題は山積しています。これからの社会をつくるのはきみたちです。毎日の商品の選択や、消費行動の見直しで世の中を変えていくことができることを忘れてはなりません。

● 大人になる自分へのメッセージ

学習を終えた今、18歳になり成人となった自分にどんな言葉をかけたいですか。下にメッセージを書いてみましょう。

18歳の自分を想像して描いてみよう

18歳の自分へ



学び続けよう…

IT化、グローバル化、ボーダレス化といった社会情勢の急速な変化により、契約の在り方や製品事故、悪質商法なども、日々、変化してくることが予想されています。一方で、経済社会の生み出す環境破壊や格差といった諸問題についても、一人ひとりが考えていかなければなりません。

こうした社会の変化に対応するため、このワークブックでの学習が終わっても、私たちは消費者として生涯、学び続ける必要があります。消費生活センターや神奈川県ホームページ、X (旧 Twitter) などで、最新の情報を得るように心掛けましょう。



消費生活
センターに
相談しよう!

困ったときには…

商品(物やサービス)を買ったとき、「何かおかしいな?」と思ったら遠慮なく相談しましょう。必要なときには、消費生活センターが事業者と消費者の間に入ってトラブル解決のお手伝いをすることもあります。

困ったら一人で抱え込まないで地元の消費生活センターへ!



かながわ中央消費生活センター
☎ 045 - 311 - 0999

平日: 9時30分 ~ 17時
土: 9時30分 ~ 16時30分



若者専用メール相談フォーム

